

令和8年6月3日

村下法律特許事務所
株式会社アールズ環境ソリューションズ
代理人弁護士 ○○ ○○ 殿

**(仮 称) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事に伴う
土壌汚染撤去工事に係る質問書に対する回答の督促状**

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣・周辺住民 まとめ役 ○○ ○○

前略

さて、令和8年5月11日付けの貴殿からの受任通知において、除染工事を行うアールズ環境ソリューションズの代理人を行う旨の報告を受けてから、3週間が経過しました。

貴殿の受任通知書には、アールズ環境ソリューションズが近隣住民に対して送付した「土壌汚染撤去工事施工計画書」(4/17付け)に対し、近隣住民が令和8年4月20日付けで送付した「土壌汚染撤去工事に係る質問書」(回答期限:令和8年5月1日)の回答業務に関し、貴殿が代理人として対応すると記されていました。

然も、当該受任通知書には、「質問書の回答に関しては、今しばらくお待ちください。」との記載でした。広辞苑等で「今しばらく」との言葉を紐解くと、「少しの時間だけ待ってもらいたいことを伝える表現」とされており、具体的には「数日～1週間程度」を指すのが一般的であると示されています。

近隣住民の質問書は、僅か13項目の極々基本的な質問であり、専門工事業者であれば瞬時に回答可能な質問ばかりでした。従って、その質問の回答業務を、回答期限が徒過してから、突然、代理人弁護士に委任する行動は、理解に苦しむものでした。

結果、近隣住民が質問書を提示してから、6週間が経過しても、未だに近隣住民に対し質問書の回答がないことは、とても不可思議なことです。貴殿は、受任した案件に関し、その回答書作成業務が遅延しているのであれば、遅延理由を附した中間報告書を近隣住民に送付するのが、代理人としての誠実な対応と考えます。

既に、解体工事が終了し、除染作業も近々に工事に着手すると思料しますが、少なくとも工事着手の1週間前までに、質問書に対する回答を提示することを要請します。同時に、回答書には、具体的日時を記した工事工程表を添付願います。 草々

注) 本書簡は、個人情報を保護した上で、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。なお、回答書の扱い・送付先については、先の質問書(4/20付け)の再下段の注意書きを参照ください。